

出雲ガス株式会社 ガス供給に関する重要事項

一般契約（付帯契約）

この付帯契約は、出雲ガス株式会社（以下「当社」といいます。）と一般契約を契約中（開栓中）のお客さまがガス衣類乾燥機リース契約または出雲ガス電気（低圧）の契約を締結する事により、ガス料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。

この付帯契約は、当社の窓口のほか、当社ホームページ（https://www.izumogas.co.jp）でも確認いただけます。なお、この重要事項説明書は、特定商取引に関する法律に定める事項も兼ねております。主契約時に交わした重要事項説明書は、省いております。

1. 適用条件

- この付帯契約は、次の各条件を満たし、お客様がこの付帯契約の適用を希望される場合に適用いたします。
 - ① ふわっとプラスは、ガス衣類乾燥機（リース）をご使用であること。
 - ② ふわっと電気プラスは、ガス衣類乾燥機（リース）・出雲ガス電気をご使用であること。
 - ③ ふわっとふろ給湯プラスは、ガス衣類乾燥機（リース）・風呂給湯器をご使用であること。
 - ④ 電気プラスは、出雲ガス電気をご使用であること。
 - ⑤ 電気といっしょにふわっと風呂給湯プラスは、出雲ガス電気・ガス衣類乾燥機（リース）・風呂給湯器をご使用であること。

2. ご契約の申し込み及び成立

- お客さまは、この付帯契約に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に所定の申込書にて申し込みいただけます。また、割引種別を変更しようとする場合も同様になります。
- この付帯契約は、当社がお客さまの使用するガス機器を確認し申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます）に成立いたします。ただし、主契約が成立していない場合は主契約が成立したときに成立いたします。

3. 適用開始日及び契約期間

- この付帯契約の適用開始日は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます）以前の場合は、使用開始日からといたします。
- 契約期間は原則として主契約の契約期間と同一といたします。ただし、4（解約）により付帯契約が解約された場合は以前の場合は、使用開始日この限りではありません。
- ガス衣類乾燥機リース契約期間終了後、ガス衣類乾燥機を継続して使用していただく場合は、契約中の付帯契約は継続といたします。

適用開始予定日	
----------------	--

4. 契約の変更及び解約

- 当社は、この付帯契約を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の付帯契約によるものとします。その場合には、あらかじめ当社窓口及び当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- この付帯契約は、次の場合に解約とします。
 - (1) 主契約を解約された場合。
 - (2) お客さまがこの付帯契約を適用しないことを希望された場合、当社までご連絡ください。
 - (3) 適用条件を満たさなくなった場合
 - (4) (3)の場合、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日から主契約のみの適用になります。ただし、適用条件が満たされている他の割引については、継続して適用となります。
- 解約の申し出があった以降最初の定例検針日の翌日から主契約のみの適用になります。（割引が適用外になります。）
- 解約に伴う、本付帯契約上での違約金はありません。ただし本付帯契約以外の約款又は、契約はこの限りではありません。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。当社（導管部門）は、検針の目的のみで係員をお客さまのガスメーター設置場所に立ち入らせていただきます。この場合、ご挨拶を省略させていただき、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。
- ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。

- 契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。

＜お客さまに適用するガスの一般契約料金表＞

1ヶ月のガスご使用量		基本料金(円/件・月)	基準単位数料金(円/㎡)
0㎡ から	20㎡まで	1, 666. 24	297. 25
20㎡ をこえ	40㎡まで	2, 057. 00	277. 24
40㎡ をこえ	95㎡まで	3, 035. 48	252. 82
95㎡ をこえる場合		4, 499. 00	237. 53

- 毎月のご使用量に応じて、上記一般契約料金表のいずれかが適用されます。
- 実際に適用する単位数料金（円/㎡）は基準単位数料金に平均原料価格の動向を加味したもの（調整単位数料金）で毎月決定され、下記の計算式でガス料金を算出します。
（調整単位数料金は、当社ホームページの毎月の契約料金表でご確認ください）
ガス料金（早収料金）= 基本料金 + (ご使用量×調整単位数料金)

- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（早収料金の3%割増）となります。

• 付帯契約に基づく料金の計算方法

付帯契約に基づく割引の適用がある場合は、主契約の税込料金から割引額を差し引きます。

割引名		割引条件	割引率	
①	ふわっとプラス	ガス衣類乾燥機リースをご使用の場合	10パーセント	1か月のご使用量が、0㎡の場合には、割引率は0パーセントといたします。なお、割引上限は、3, 000円（税込）といたします。
②	ふわっと電気プラス	ガス衣類乾燥機リース・出雲ガス電気をご使用の場合	15パーセント	
③	ふわっとふろ給湯プラス	ガス衣類乾燥機リース・ふろ給湯器をご使用の場合	15パーセント	
④	電気プラス	出雲ガス電気をご使用の場合	5パーセント	
⑤	電気といっしょにふわっとふろ給湯プラス	ガス衣類乾燥機リース・ふろ給湯器・出雲ガス電気をご使用の場合	20パーセント	

計算式

ガス料金＝主契約のガス早収料金－（主契約のガス早収料金×割引率）

※割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。

- ガス料金は、口座振替、払込み、クレジットカード払い、その他当社の指定するいずれかの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただけます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として紙面または電磁的記録（当社ポータルサイト）にてお知らせいたします。
- 一般契約料金以外にも、お客様の所有されるガス機器、ガスのご使用量等の条件によっては、お得となる契約種別もございます。詳しくは当社ホームページでご確認いただくか、若しくは当社営業部へお気軽にお問い合わせ下さい。

6. ガス料金のお支払い方法

- ガス料金は、口座振替、払込み、クレジットカード払い、その他当社の指定するいずれかの方法により、毎月お支払いいただけます。

7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は4.6メガジュール、1.3Aですので、消費機器は1.3Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量		ガス栓の出口における圧力		燃焼性 (ガスグループ)
標準：4.6MJ	最低：4.4MJ	最高：2.5Kpa	最低：1.0Kpa	1.3A

8. お客さまの責任及び協力をお願い

- ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。
 - ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
 - ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
 - ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
 - ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
 - ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
 - ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

9. 供給施設の保安責任

- 当社は供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。ただし、お客さまが、当社（導管部門）の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けた場合は、当社及び当社（導管部門）は賠償の責を負いません。

10. クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）について

- クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）については、本紙裏面の記載をご確認ください。

11. ご本人以外の立会について

- お客様の都合によりご本人以外の方が立ち会われ、ガスの供給に係わる重要事項を承諾いただいた場合にも、本契約をご本人に承諾いただいたこととみなします。この場合、立ち会われた方がご本人に十分な周知をお願い致します。

説明後、説明者記入欄			説明者
供給地点特定番号		契約年月日	
ガス小売事業者			
出雲ガス株式会社 営業部（小売登録番号：H0011） （住 所） 島根県出雲市上塩冶町2388-1 （連絡先） 0120-21-0267（0853-21-0267） （受付時間） 9：00～17：30 （ホームページ） https://www.izumogas.co.jp			

クーリング・オフ(お申し込みの撤回又は契約の解除)について

1. 特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)にいう訪問販売または電話販売でお申し込み(またはご契約)された場合、本書面を受領した日(本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日)を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができます、その効力は書面を発信したときに生じます。
2. 上記1.に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申し込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をことができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
3. 上記1. または2. のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償又は違約金の負担はなく、役務の提供がすでになされている場合においても、料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。料金がお支払い済みのときは速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1. または2. のお申し込みの撤回又は契約の解除があった場合、本契約に係る役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。
5. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（特定郵便記録または簡易書留）または電磁的記録を出雲ガス株式会社宛に送付して下さい。
発行する書面または電磁的記録には、以下の内容をご記載下さい。
 - (1) 申し込み（契約）年月日
 - (2) 販売会社の名称
 - (3) お申し込み撤回または契約を解除する内容（例：「ガス供給契約」等）
 - (4) お申し込み撤回または契約解除の旨（例：「ガス供給契約申し込みを撤回します」等）
 - (5) 撤回、解除申し出年月日
 - (6) お客様のご住所、お名前（漢字及びカタカナ）、連絡先
 FAX番号：0853-21-0320 メールアドレス：cooling-off@izumogas.co.jp